

登録商標「虹の雫」を使用される皆さまへ

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所（環農水研）

環農水研が育成したぶどう品種「ポンタ」（品種登録名）については、公募により決定した愛称「虹の雫」で販売・流通を行うこととしています。

この愛称「虹の雫」は環農水研が商標権を取得しており、使用される際に守っていただくべき事項を次の通り定めています。

<商標「虹の雫」の使用について>

- ・商標「虹の雫」を使用するには、環農水研へ使用申請書を提出して許諾を受けて下さい。

商標：虹の雫（読み方：にじのしずく）
使用できる対象：ぶどう品種「ポンタ」の果実・加工果実など

- ・本商標を使用できる対象は限定されています。

商標区分 29類（冷凍果実、加工果実）
30類（果実、苗木）
32類（清涼飲料、果実飲料、乳清飲料）

- ・本商標の使用可能な表示は次の通りです。

虹の雫、にじのしずく、ニジノシズク、nijinoshizuku

※漢字が標準表示ですが、同一称呼名称として、ひらがな表示、カタカナ表示、ローマ字表示に限り使用を認めます。なお、ローマ字表示では大文字小文字は問いません。

- ◆ 地方公共団体・農業関係団体が行う虹の雫の普及活動は申請不要です。
- ◆ 詳しくは環農水研ホームページの『商標「虹の雫」の使用に関する要領』をご確認下さい。



問合せ：（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所
食と農の研究部 葡萄グループ
TEL 072-979-7035



地方独立行政法人
大阪府立
環境農林水産総合研究所

『商標「虹の雫」の使用に関する要領』の抜粋

- ・商標「虹の雫」を使用するには、環農水研へ**使用申請書**を提出して許諾を受けて下さい。
※ 申請書には**確約書**を添付して下さい。
- ・地方公共団体・農業関係団体が行う虹の雫の普及活動については申請不要です。
- ・申請者は個人または団体となります。
団体の場合は代表者1名がこれを代表して申請することが可能です。
- ・本商標の使用料は**無料**です。
- ・本商標の**使用条件は限定**されています。
- ・使用許諾期間は**5か年度**です。
(取下げ申請がない場合は自動更新)
- ・許諾期間の最終年度に**使用状況を報告**して下さい。

以下の区分については、環農水研以外の事業者が商標権を取得していますので、**ご注意ください**。

環農水研以外の事業者が「虹の雫」の商標権を取得している区分

第3類 頭髪用化粧品、その他の化粧品、せっけん類

第30類 酒かす、清酒もしくは酒かすを使用してなるケーキ、**菓子**、パン、調味料、香辛料、穀物の加工品、こうじ、酵母、米

第33類 清酒、焼酎、泡盛、合成清酒、白酒、直し、みりん、洋酒、**果実酒**、酎ハイ、中国酒、薬味酒

第43類 **飲食物の提供**

※ この情報は、2024年12月12日時点に、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)のホームページ「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」で検索した結果です。
最新の情報は同サイトでお調べくださいますようお願いいたします。